

文字情報基盤 FAQ（平成 23 年 6 月 16 日版）

本資料は現時点のものであり、検証などを踏まえ変更することがあり得ますので、ご注意ください。

Q1.本フォントにより、全ての氏名が表せると考えて良いのでしょうか？

A.戸籍統一文字、住民基本台帳統一文字を網羅しており、ほぼ国内の氏名を表すことができます。

Q2.全ての業務で全ての文字を使えるようにした方がよいのでしょうか？

A.利用目的に応じて使い分けることが必要です。利用者や職員の利便性、情報交換相手の対応状況などを考慮して、利用できる文字範囲を決めて利用してください。

Q3.行政機関用となっていますが民間では使えないのですか？

A.企業を通じた各種手続等、行政の活動と民間の活動が一体化してきているので、行政での活用を前提にしていますが、民間でも活用が可能です。

Q4.相互参照用のフォントとなっていますが印字には使えないのですか？

A.既存のフォントがどの文字に該当するか確認するために整備した文字ですが、印字可能な品質で整備されており、印字に利用可能です。

Q5.本フォントの利用を制度で義務付ける予定はありますか？

A.本フォントは相互参照の基盤を整備したものであり、利用を義務付ける予定はありません。

Q6.本事業で定義しているMJ文字図形名を他組織との情報交換に使用して良いですか？

A.情報交換には既存の標準化されたコードを推奨しています。本事業の MJ 文字図形名は参照用の記号であり、情報交換に使うコードとして整備したものではありません。

Q7.ゴシックなど他のフォントを整備する予定はありますか？

A.本フォントは相互参照の基盤を整備したものであり、他のフォントを整備する予定はありません。

Q8.利用において制約はありますか？

A.ライセンスに記述されているとおりで、広く利用できるようになっています。

Q9.本フォントを元に新たな外字を作っても良いですか？

A.可能ですが、改変されたフォントは、オリジナルと同じライセンスで配布する必要があります。又、オリジナルのフォントに戻せる仕組みを利用者に提供することが必要です。

Q10.今後の運用は継続的に行われるのですか？

A.政策的に検討しなければならない事項は内閣官房IT室を中心に関係府省が連携して行い、フォントの提供など実務的な運用は情報処理推進機構で実施していく予定です。

Q11.本フォントを組み込んで販売することは可能ですか？

A.フォローアップなどの評価があるため、当面は組み込みを考えていません。

Q12.JISにするのでしょうか？

A.JISは既に第4水準まで約1万文字が規定されています。JISの趣旨を踏まえ、拡大する予定はありません。

Q13.変体仮名は整備されるのでしょうか？

A.戸籍、住民基本台帳業務以外で利用したいという要望などを評価し、その上で検討していきます。

Q14.現在コード化されていない全ての文字にコードを付与する予定はありますか？

A.今後検討して参ります。

Q15.運用事例等を収集・公開しないのでしょうか？

A.運用事例を収集することは重要ですが今後の検討課題です。

Q16.OSに依存しますか？

A.Windows、Mac OS、Linux等、オープンタイプフォーマットに準拠したフォントに対応した環境で利用可能です。ただし、OSのバージョンやアプリケーションの種類・バージョンにより、実際に使用出来る文字の範囲は異なります。

Q17.現在使っているフォントをこのフォントに変える必要があるのですか？

A.現在使用しているフォントを変更する必要はありません。行政機関により従来の運用との整合もありますし、本フォントは、参照用に使っていただくなど、相互運用性を確保するために使っていただけます。